10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

契約終了時の取扱いと効力の存続：条項は残った、では誰が覚えているか

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　いつ・誰が・何をするのか

1　書いた後に効いてくる条項

存続条項は、契約書を作るときに条項番号を並べて終わりになりがちです。別稿（どの条項を残すか）で扱ったのは、その並べ方でした。この記事が扱うのは、その後です。

契約の効力の終了日は、次の4つに分けて考えられます（注1）。

場合	効力の終了日
特段の記載がない	永続的に存続する（実際は債務の履行により終了する）
有効期間の記載がある	有効期間の終期
存続条項がある	存続期間の経過後
解除・解約した	解除日または解約日

3行目だけが、契約の終了日より後ろに来ます。**契約書に書かれた終了日と、義務が消える日がずれる**。ここから先の話は、すべてこのずれから出てきます。

2　誰が覚えているのか

秘密保持契約では、一般的に「有効期間＋存続条項の期間」が秘密保持期間になります（注2）。有効期間1年・存続期間3年なら、義務は締結から4年目まで続きます。

問題は、その4年目に、当時の担当者が同じ部署にいるとは限らないことです。契約書は締結してキャビネットに入り、有効期間が切れれば「終わった契約」として扱われます。存続条項は、そこから先に効きます。

二　手順

1　存続条項が実際に発動する場面

この条項が発動した事例があります。化学製品の製造ノウハウの独占的ライセンス契約が期間満了で終わり、秘密保持義務と、契約期間終了後5年間の競業避止義務が存続していた事案です（注3）。ライセンシーは契約終了の3年後に独自開発した技術で競合製品を出そうとし、ライセンサーから両義務の違反を理由に販売中止を求められました（注3）。

> ライセンシーとしては，契約交渉時に，競業避止義務については，その競合の範囲や存続期間について注意を払いますが，秘密保持義務については存続期間を定めないこともあります。その場合，当該技術が公知化又は陳腐化しない限り，秘密保持義務が永久に続くことになり，忘れたころに本件のような紛争が生じるリスクがあります。（注4）

結末は、ライセンシーが、情報遮断が不十分で独自開発の立証は難しいと判断し、解決金を払って製造・販売するというものでした（注5）。情報遮断措置を構築し、開発プロセスを記録に残しておくべきだった事例です（注6）。

発動するのは、終了から数年後です。別稿（清算と経過措置）が扱った未履行の個別契約の処理は終了直後の話で、時間軸が違います。

2　合意解約で終わらせるとき

もう一つ、忘れやすい場面があります。

> 合意解約に際して，解約するもとの契約（原契約）に存続条項（契約終了後も有効とされる条項）があることを忘れることがある。代表的な存続条項として，秘密保持義務，競業避止義務等があるが，合意解約に際して，原契約のそれらの存続条項は従前どおり存続するのか（また，存続するとして何年間存続させるのか），それとも存続条項にかかわらず解約と同時にその効力を失うこととするのか等を決定したうえで，合意解約書に明確に規定しなければならない。（注7）

合意解約書は1枚で済ませたくなる書面です。そこに何も書かないと、原契約の存続条項がそのまま生き、当事者の意図と食い違うことがあります。

三　つまずきやすいところ

1　存続期間と消滅時効はずれる

存続期間は、義務が課される期間です。これに対して、義務違反による損害賠償請求権がいつまで行使でき

るかは、消滅時効の問題です。

契約履行後の義務違反を不法行為ではなく債務不履行として構成することを、契約余後効論といいます。残存条項（サバイバル条項）が置かれる場合、違反は契約違反になります（注8）。契約違反であれば、その損害賠償請求権は債権であり、次の条文で消えます。

> 第百六十六条（債権等の消滅時効）
> 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
> 一　債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
> 二　権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。（注9）

存続期間3年の秘密保持義務が2年11か月目に破られたとします。義務そのものは1か月後に終わりますが、そこで生じた損害賠償請求権は、166条1項の期間だけ残ります。存続期間が切れたことと、請求できなくなったことは別です。

逆向きが厄介です。株式譲渡契約の補償請求権が、その例です（注10）。税務に関する表明保証では、国税通則法70条の更正の期限に合わせて、補償請求の行使可能期間を取引実行から7年とすることが少なくありません（注10）。ところが時効の客観的起算点が取引実行時点だとすると、次のことが起こります。

> 補償請求の時効の客観的起算点が取引実行時点とされる場合には，たとえば，上記の（民法改正前の）税務に関する表明保証のケースであると，取引実行から５年で商事消滅時効により消滅しており，たとえ株式譲渡契約上，補償請求の行使可能期間を取引実行から７年としていても，消滅時効の利益を事前に放棄しているとして無効となるのではないか（民法146条）という問題も生じる（注11）

この結論は、個別に長期の行使可能期間を合意した当事者の意図に反し、不合理であるようにも思われます。もっとも、改正民法で商事消滅時効が廃止され、補償請求権の消滅時効は実質的には客観的起算点から10年となったため、少なくとも取引実行時点から10年以内の期間である限り、この論点は生じなくなりました（注12）。

契約で決められるのは義務の長さで、請求できる期間の長さ（時効期間）ではありません。ただし、時効は違反によって請求権が生じた時から進むので、存続期間中に起きた違反は、それぞれその時点から数えます。存続期間を10年より長く取っても、それだけで空振りになるわけではありません。問題になるのは、表明保証違反のように取引実行時に請求権が生じる場合で、行使可能期間を10年を超えて合意しても、客観的起算点から10年（権利を行使できることを知っていれば、知った時から5年）で時効にかかります。なお、2020年4月1日より前に締結された契約から生じる請求権には、施行日以後に生じたものであっても、改正前の時効期間が適用されます（民法附則（平成29年法律第44号）10条1項・4項）。

そもそも秘密保持義務違反による損害の主張・立証は困難な場合が多いため、あらかじめ一定額の違約金を定めておく例もあります（注13）。存続させることと、実際に取れることは、また別だということになります。

2　終了時の措置との重複

存続条項と、契約終了時の措置を定める条項は、内容が重なることがあります。

	存続条項	終了時の措置
何を決めるか	条項の効力が残るかどうか	終了時に何をするか
時点	終了後、期間の満了まで	終了時（および直後）
典型	秘密保持・競業避止・損害賠償	資料の返還・登録の抹消・未履行分の処理
扱う記事	本稿	別稿（終了時に何を戻すか）、別稿（清算と経過措置）

重なるのは、たとえば秘密情報の返還です。返還義務は終了時の措置であり、返した後も残る守秘義務は存続条項の話になります。前者を存続条項に並べても、返す期限は決まりません。

3　合意管轄は並べる必要があるか

合意管轄条項を存続条項の対象とする契約は多く見かけますが、その必要はないという見解があります。解除で契約が遡及的に効力を失っても、管轄合意は影響を受けないと解されているからです（注14）。その見解が挙げるのが、次の判示です。

> そこで、右の条項の「本件契約について紛争が生じた場合」とはいかなる場合をいうのかについて検討するに、本件契約にまつわる紛争につき、専属的合意管轄を定めた契約当事者の通常の意思解釈からすれば、それは、本件契約締結にいたる事情、契約成立の要件、契約の効力及びその発生要件、契約の消滅及び消滅後の精算、すなわち、契約成立の準備段階から契約消滅後の精算段階までの事柄について紛争が生じた場合をいうものと解するのが相当である。（注15）

不動産売買契約に那覇地裁を第一審の管轄裁判所とする条項があり、買主が契約締結過程の詐欺を理由に東京地裁へ損害賠償請求訴訟を提起した事案です（注16）。裁判所は、この請求も「本件契約について紛争が生じた場

合」にあたるとして、那覇地裁への移送を認めました（注16）。

もっとも、この判断は合意管轄条項の解釈であって、存続条項の効力を判断したものではありません。並べておくこと自体に害はないので、実務では列挙を維持しつつ、期間の定めを置かないのが穏当だと考えます。

4　存続条項自体を並べるか

存続条項の記載例で自条を対象に含めることについては、英文契約では表記するものの、日本の契約では表記しないことが多いです（注17）。注17の著者は、個人的な見方として次のように述べています。

> 個人的には，「存続条項自体が存続する」というのは，トートロジー以外の何物でもないと思うが。（注17）

別稿（どの条項を残すか）では、点検項目として自条が対象に入っているかを挙げました。**書き手によって扱いが割れる**ところなので、どちらでも通ると理解しておけば足ります。

四　仕組みにする：台帳に「存続期間の満了日」の列を足す

内部統制の解説書が、契約書管理台帳に載せる項目を列挙しています（注18）。

> ・契約番号・契約名・契約書種類（販売，購買，総務，知財，労務，そのほかなど適宜）・契約内容・締結先名・締結先担当者連絡先・契約締結部署・契約管理部署・担当者名・契約締結日・自動更新有無・契約開始日と終了日・契約解除通告予定日・原本保管場所（キャビネNo.など）・契約ステータス（承認申請中，先方確認中，契約期間中，契約終了など）（注18）

台帳の様式の例を見ても、日付の欄は契約締結日・契約期間・契約終了日までで、終了後の存続期間を入れる欄はありません（注19）。ここに一の1で見たずれが表れます。契約終了日で「契約終了」のステータスにすると、存続条項は台帳から消えます。

足すのは2列です。

列	何を入れるか
存続対象の条項	条番号と見出し（秘密保持・競業避止など）
存続期間の満了日	契約終了日＋年数。期間の定めがなければ「定めなし」

台帳に基づいて年1回以上の棚卸を行い、件数が多ければ、頻度を増やしたうえで契約期間のチェックと新規・失効した契約の現物確認に絞ることも考えられます（注20）。この棚卸の対象を「契約終了日が過ぎたもの」ではなく「存続期間の満了日が過ぎたもの」にすると、二の1の事案のような場面を拾えます。

存続期間の定めがない条項は、満了日が入りません。台帳に「定めなし」が並ぶこと自体が、次の改訂で期間を入れる交渉をすべき契約の一覧になります。

五　まとめ

場面	何が問題になるか	どう備えるか
終了から数年後の紛争	担当者が代わり、義務の存在を誰も知らない	台帳に存続期間の満了日を持たせる
合意解約	原契約の存続条項の扱いを決め忘れる	合意解約書に存続の可否と期間を書く
違反が起きたとき	存続期間と消滅時効を混同する	期間の満了と請求権の時効は別に数える
終了直後の処理	存続条項に並べても取引は完結しない	終了時の措置の条項で書く

存続条項は、書いた時点では効かない条項です。効くのは、書いた人がいなくなった後です。だから、条項の作り込みと同じだけ、台帳に残す作業に意味があります。

どの条項を並べ、何年にするかは別稿（どの条項を残すか）が扱います。終了時の返還・抹消は別稿（終了時に何を戻すか）が、走っている取引の処理は別稿（清算と経過措置）が扱います。

参考文献等

（注1）小川隆『産学連携関係者のための 契約の「いろは」』（発明推進協会、2024）11頁
（注2）前掲注1・15頁
（注3）淵邊善彦『トラブル事例でわかるアライアンス契約』（日本加除出版、2020）154〜155頁の〈事例㉒〉
（注4）前掲注3・156頁
（注5）前掲注3・156頁
（注6）前掲注3・156〜157頁
（注7）堀江泰夫『契約業務の実用知識〔第3版〕』（商事法務、2025）130頁
（注8）平野裕之『債権総論［第2版］』（日本評論社、2023）81頁の注59

（注9）民法166条1項

（注10）藤原総一郎編著『M&Aの契約実務〔第2版〕』（中央経済社、2018）277頁のコラム「補償請求権の消滅時効」

（注11）前掲注10・277頁

（注12）前掲注10・277〜278頁

（注13）北浜法律事務所編『民法改正対応 取引基本契約書作成・見直しハンドブック』（商事法務、2018）159頁

（注14）前掲注7・232頁

（注15）東京高決平成6年3月24日判例タイムズ876号265頁（平成6年（ラ）第216号）

（注16）前掲注15の決定が認定する事実および主文

（注17）前掲注7・230頁

（注18）菅信浩『チェックリストでリスクが見える内部統制構築ガイド』（中央経済社、2023）189頁

（注19）前掲注18・190頁の図表12-1「契約書管理台帳」

（注20）前掲注18・190頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/keiyaku-shuryoji-no-toriatsukai/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「契約終了時の取扱いと効力の存続：条項は残った、では誰が覚えているか」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。